

厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護（仮称）に関する意見募集について

平成30年3月19日
厚生労働省老健局振興課

この度、厚生労働省では、平成30年度の介護報酬に係る改定に伴い、社会保障審議会介護給付費分科会での議論を踏まえ、厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護の制定を予定しております。つきましては、別紙について、下記のとおり御意見を募集いたします。

また、御意見に対して個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

記

1 御意見募集期間

平成30年3月19日（月）～ 平成30年4月17日（火）（必着）

2 御意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。電話での受付はできませんので御了承ください。

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合
「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。
- (2) 郵送の場合
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省老健局振興課法令係宛て
- (3) FAXの場合
FAX番号 03-3503-7894
厚生労働省老健局振興課法令係宛て

3 御意見の提出上の注意

提出していただく意見は日本語に限ります。個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。

また、お寄せいただいた内容については、氏名（法人名）・住所（所在地）を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。